

本 冊

▼ p.48 / 最下行

誤	正
～、最低限必要な <u>時間数</u> で、～	～、最低限必要な <u>教科目</u> で、～

▼ p.58 / 最下行

誤	正
(1) 系基礎学科から系 <u>専攻学科</u> に～。	(1) 系基礎学科から <u>専攻学科</u> に～。

▼ p.59 / 1行目

誤	正
(2) 系基礎実技から系 <u>専攻実技</u> に～。	(2) 系基礎実技から <u>専攻実技</u> に～。

▼ p.352～353

【文章差し替え】

「 5. 国、都道府県等による職業能力開発（1）公共職業訓練 ① ～ ⑤ 」

① 職業能力開発校

職業能力開発校は、原則として都道府県が設置し市町村も設置することができる。また、位置、名称その他運営についての必要な事項は都道府県や市町村の条例で定めることとされている。

職業能力開発校では、普通課程（高等学校卒業者を対象）及び短期課程の普通職業訓練（多能工的技能工の素地を付与する訓練）を行う。

② 職業能力開発短期大学校

職業能力開発短期大学校は、国が設置し、都道府県及び指定都市も設置することができる。国が設置した職業能力開発短期大学校の運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、都道府県や指定都市が設置する職業能力開発短期大学校は、その位置、名称その他運営についての必要な事項は都道府県や指定都市の条例で定めることとされている。

職業能力開発短期大学校では、専門課程及び専門短期課程の高度職業訓練（職業に必要な高度の技能及び知識を習得するための訓練）を行う。

③ 職業能力開発大学校

職業能力開発大学校は、国が設置し、その運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとしている。また、都道府県や指定都市も設置することができ、その位置、名称その他運営についての必要な事項は都道府県や指定都市の条例で定めることとされている。

職業能力開発大学校では、専門課程修了者等を対象とした応用課程及び応用課程レベルの在職者を対象とする応用短期課程の高度職業訓練を行う。

④ 職業能力開発促進センター

職業能力開発促進センターは、国が設置し、その運営は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとしている。また、都道府県や指定都市も設置することができ、その位置、名称その他運営についての必要な事項は都道府県や指定都市の条例で定めることとされている。

職業能力開発促進センターでは、主に、離転職者を対象とする短期課程の普通職業訓練及び在職者を対象とする専門短期課程の高度職業訓練を行う。

⑤ 障害者職業能力開発校

障害者職業能力開発校は、国及び都道府県が設置し、国が設置した障害者職業能力開発校は、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせ、厚生労働省令で定めるもの以外の運営を都道府県に委託することができる。また、都道府県が設置する障害者職業能力開発校は、その位置、名称その他運営についての必要な事項は都道府県の条例で定めることとされている。

障害者職業能力開発校では、一般の職業能力開発校等において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した職業訓練を行う。

練習問題集

※ 解答に変更はありません。 ※

▼ p.2 職業訓練原理(13)

修正前	修正後
～必要な <u>助成</u> を行うこととなっている。	～必要な <u>助成</u> などを行っている。

▼ p.14 訓練生の心理(17)

修正前	修正後
<u>公共職業安定所</u>	<u>ハローワーク（公共職業安定所）</u>

▼ p.17 職業訓練関連法規(10)

修正前	修正後
<u>（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する～</u>	<u>国が設置する～</u>

p.17 職業訓練関連法規(11)

修正前	修正後
<u>（独）高齡・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する</u>	（削除）

以上